

海外にみる ギャンブル依存症対策の枠組み

有限責任監査法人トーマツ パートナー 仁木 一彦
マネジャー 西 翼

海外における ギャンブル依存症の現状

世界各国ではギャンブル依存症の調査が実施されている。2010年に2つの統合型リゾート（IR）を開設したシンガポールにおける最新の調査では、ギャンブル依存症割合は0・4%から1・0%（病的ギャンブル〈Pathological Gambling〉、問題ギャンブル〈Problem Gambling〉^{*}の有病率の合計）と推計されており、ラスベガスを擁しカジノのメッカとして知られるアメリカのネバダ州ではギャンブル障害者（Gambling Disorder）の割合が2・7%と発表されている（図表1）。

シンガポールでは政府が監督する「問題ギャンブル全国協議会」（National Council on Problem Gambling。以下、シンガポールNCPG）が3年ごとに病的ギャンブル、問題ギャンブルの有病率の調査を実施している。それによると、シンガポール国内ではIR開設前の05年に「病的ギャンブル」、「問題ギャンブル」の有病率の合計は3・3%から5・0%と推計されていたが、現在まで一貫して減少を続けており、最新の14年の調査では過去最低となっている（図表2）。

アメリカでは、カジノ運営事業者などが出資して運営する民間団体「問題

ギャンブル全国協議会」（National Council on Problem Gambling。以下、NCPG）が09年と12年に調査結果を発表しており、ネバダ州ではシンガポール同様に減少傾向がみられる。

これらの依存症調査では、複数の測定方法が存在し、測定方法により病的ギャンブルや問題ギャンブルの判定方法が異なる。このなかで特に、アメリカ精神医学会によって定められた診断基準である「The Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders-IV」（以下、DSM-IV）と、アメリカのサウスオークス財団が作成したスクリーニング調査の基準である「The South Oaks Gambling Screen」（以下、SOGS）が多く用いられている。DSM-IVは、医師や専門家が診断基準に沿って問診を行ない、10の項目から依存症の程度を判断するもので、シンガポールにおける調査でも活用されている。他方、SOGSは、本人が電話調査やアンケート形式で12の質問項目について回答し、その得点数によって病的ギャンブル、問題ギャンブルの可能性があるか判定するものである。

日本では厚生労働科学研究補助金事業の調査報告として、13年までに2回の調査が行なわれてきた。同調査は診断基準として修正日本語版SOGSが使用され、直近の調査ではギャンブル

依存の割合は男性が8・8%、女性が1・8%に及ぶと報告されている。新聞報道などではこれに基づいて、「国内で約536万人がギャンブル依存の疑いがある」と報道がなされた。

シンガポールにおける ギャンブル依存症対策

シンガポールでは、ギャンブル依存症の対策が政府主導で進められている。中央政府の機関として家族振興省が依存症対策を主管しており、その下に外郭機関としてシンガポールNCPGを設置し、シンガポールNCPGが依存症の教育、ケア、研究など、依存症対策の主体的な役割を担っている（図表3）。

また、シンガポールではシンガポールのNCPGがギャンブル依存症対策のフレームワークとして、以下の6つの取組みを提唱している。

- ① カジノ管理委員会に対するギャンブル依存症対策の助言機関の設置
- ② 教育（社会に向けた依存症に関する教育、啓発活動、注意喚起など）
- ③ 地域におけるカウンセリングサポートサービスの提供（自助グループの活動など、依存症者同士のコミュニティ集会の開催など）
- ④ 治療（専門医療の提供）